

■有価証券関係

平成21年度中間期

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券が含まれております。

(1) 売買目的有価証券

(単位：百万円)

種類	平成21年9月30日	
	中間貸借対照表計上額	当中間期の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	50,415	9

(2) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

種類	平成21年9月30日		
	中間貸借対照表計上額	時価	差額
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	801	814	13
その他	—	—	—
合計	801	814	13

(注) 時価は、中間会計期間末日における市場価格等に基づいております。

(3) その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

種類	平成21年9月30日		
	取得原価	中間貸借対照表計上額	評価差額
株式	26,291	36,178	9,887
債券	483,640	493,962	10,321
国債	151,623	156,106	4,483
地方債	174,723	177,976	3,252
短期社債	—	—	—
社債	157,293	159,879	2,585
その他	10,544	10,222	△ 321
合計	520,476	540,363	19,887

(注) 1. 中間貸借対照表計上額は、中間会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間会計期間における減損処理額は、146百万円（全て株式）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりであります。

(1) 中間会計期間末日の時価が取得原価の50%以上下落した銘柄

(2) 中間会計期間末日の時価が取得原価の30%以上50%未満下落し、かつ下記ア、イ、ウのいずれかに該当する銘柄

ア. 時価が過去2年間にわたり、常に簿価の70%以下である場合

イ. 株式の発行会社が債務超過の状態にある場合

ウ. 株式の発行会社が2期連続で損失を計上し、翌期も損失を計上すると予想される場合

(4) 時価評価されていない有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	平成21年9月30日
満期保有目的の債券	
非上場事業債	3,080
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式等	
子会社・子法人等株式等	902
関連法人等株式等	6
その他有価証券	
短期社債	—
非上場新株予約権付社債	0
非上場株式	1,502
非上場外国株式	6
企業再生ファンド出資金	13

平成22年度中間期

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券が含まれております。

(1) 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	平成22年9月30日		
		中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を 超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	1,713	1,731	18
	その他	—	—	—
	小計	1,713	1,731	18
時価が中間貸借対照表計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	1,050	1,039	△10
	その他	—	—	—
	小計	1,050	1,039	△10
合計		2,763	2,771	8

(2) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式等

(単位：百万円)

	平成22年9月30日	
	中間貸借対照表計上額	
子会社・子法人等株式	107	
関連法人等株式	6	
投資事業組合出資金	724	
合計	838	

(注) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものです。

(3) その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	平成22年9月30日		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	21,518	10,619	10,899
	債券	454,789	441,316	13,473
	国債	146,069	141,686	4,382
	地方債	208,997	202,845	6,151
	短期社債	—	—	—
	社債	99,722	96,783	2,939
	その他	8,664	8,476	188
	小計	484,972	460,411	24,561
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	10,425	15,168	△4,742
	債券	19,386	19,552	△166
	国債	13,768	13,879	△111
	地方債	674	675	△1
	短期社債	—	—	—
	社債	4,943	4,997	△53
	その他	16,055	18,381	△2,325
	小計	45,867	53,102	△7,235
合計		530,839	513,514	17,325

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

(単位：百万円)

	平成22年9月30日	
	中間貸借対照表計上額	
株式	1,508	
その他	98	
合計	1,607	

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(4) 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、260百万円（うち、株式169百万円、投資信託82百万円、投資事業組合一出資金8百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりであります。

- (1) 中間期末日の時価が取得原価の50%以上下落した銘柄
- (2) 中間期末日の時価が取得原価の30%以上50%未満下落し、かつ下記ア、イ、ウのいずれかに該当する銘柄
 - ア 時価が過去2年間にわたり、常に簿価の70%以下である場合
 - イ 株式の発行会社が債務超過の状態にある場合
 - ウ 株式の発行会社が2期連続で損失を計上し、翌期も損失を計上すると予想される場合

■金銭の信託関係

平成21年度中間期

金銭の信託は全て運用目的であります。

(単位：百万円)

種類	平成21年9月30日	
	中間貸借対照表計上額	当中間期の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	499	—

平成22年度中間期

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当ありません。